

日本財産管理協会が創立10周年を迎えて

前理事長・現相談役 田島 誠



1. 2021年、歴史に残るような新型コロナウイルス(COVID-19)禍の中で日本財産管理協会が発足から10年目を迎えました。一重に会員、協会関係者及び利用市民の方々の努力と支援の賜物であると感謝いたします。

当初、神奈川県司法書士会会員による10人に満たない有志での小さな親睦団体がスタートで、非営利の一般社団法人の手作りでの立ち上がりでした。資金、組織及び方策も脆弱なものからの見切り発車でした。当時を思い返すと「ハラハラ、ドキドキ」です。ただ、目的とする方向性は、間違いないものであったと今でも自負しております。

「財産管理」という抽象的概念を具体的なイメージとして描くと同時に、司法書士の業務の中に実務として修練を積むこと。市民生活において財産管理業務は、司法書士が専門家として最適であるとする普及啓発活動を行いつつ、司法書士事務所の主要な収入源の一つに構築していきたいとするものでした。
2. 当時、設立するに際して議論された問題点は次のようなものです。なお、会合を月2~3回程度で開催しました。
 - (1) 組織
 - ア 設立協会の理念の確定及び定款を含めた諸規則の作成
 - イ 会員の資格及び募集要項、会費の決定
 - ウ 法人化にするか否か（営利法人,非営利法人） 要するに器の決定
 - エ 事務所設置場所、スタッフ配置の有無
 - (2) 受講対象者の募集、講師の依頼
 - ア 研修会の開催方法と研修方法、研修教材の作成及び講師陣の募集
 - イ カリキュラムの構成
 - (3) 外部に対する広告宣伝

- ア 協会宣伝のパンフレット作成
- イ 財産管理に関する出版物の発刊

3. 上記項目で特に議論が白熱したのは、司法書士業務内での財産管理の意義、会員の入会資格、研修科目、時間及び会費の額などです。当時、議論となった点につき記述します。

(1) 財産管理

財産管理業務の内容と司法書士の業務範囲の関係。いわゆる規則31条1項1号が予定する具体的な「他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者・・・補助する業務」の具体的内容と一般的な「財産管理」との関係についてです。しかし、残念ながら未だ明確な統一解釈がなされていません。

(2) 会員の入会資格

入会資格を各単位司法書士会の入会登録者並びにそれに準ずる者に限定するか、広く協会に入会を希望する者や各種専門士業者にも門戸を開放するかとの問題です。

結論として、前者となりました。将来的に何らかの方法により連合会との結びつきができればとの考えでした。

(3) 研修科目、時間及び会費

研修の科目を何にするか、その時間は、研修者が負担する費用はいくらが妥当か等、課題が多くありました。

科目と研修時間は、多からず少なからず、また退屈しないものでありたい。特に、他人の財産の管理処分の問題解決に必要な知識として、実体法、手続法並びに税法が密接に融合している関係から、相互に融和を図らなければとの思いでした。

税法は従来司法書士業務でも取得税、譲渡税および登録免許税などの知識を利用していますが、財産管理の問題となればもっと幅広い一般知識の習得が必要となってきます。

財産管理の前段階で誤った事案処理を施す訳には行きません。

また、司法書士本来の付帯業務に近い問題も課題に入れなければ、受講者の興味を引き出せないと考えていました。そんな折に、少子高齢化が社会現象となり相続財産の承継の問題が俄然クローズアップされ、遺言並びに遺言執行、限定承認、不在者、相続人財産管理人等の問題及び不動産等に関する

信託などが関心事となったのは渡りに船でした。

時間に関しても、短期集中で取得できること。その費用や入会費についても過度の経済的負担がないように心がけました。

(4) パンフレット・出版物

取り扱い事例の希薄な財産管理業務を行うにあたり、対象の金融機関との間で業務権限につきトラブルが発生しました。早急に明確に根拠を示す小冊子が必要となったのです。

また、財産管理に興味がある市民の方々、司法書士等の専門家に業務内容の理解を得る目的で司法書士の冠のある教科書的な書籍の市販出版が望まれました。

4. 強制加入でない協会維持運営は、法律の改正、景気、世の中の主要な関心事によって影響を受け、そのため協会加入者の増減は致し方ないことです。

ただ、司法書士による「財産管理業務」の実務を研究する団体が少しでも永く継続することを今後とも期待するものです。